

政策会議付議事案書 (令和4年1月11日)

提案課名 財政課 建築指導課
報告者名 小山田範人 小谷幹夫

事案名	秦野市手数料条例の一部を改正することについて	資料 有
目的・必要性	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、秦野市手数料条例における「長期優良住宅建築等計画の認定手数料額」について、次のとおり改正するものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 登録住宅性能評価機関が事前審査を行う場合の審査項目や災害配慮基準の新設など、行政庁での審査内容に変更が生じることに伴い、長期優良住宅建築等計画の認定手数料について、改正するもの。 2 法改正に合わせた審査事務量の見直しにより、長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料について、改正するもの。 	
経過・検討結果	<p>【法律の公布経過】</p> <p>令和3年 5月28日 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正関係）公布</p> <p style="padding-left: 2em;">" 10月 1日 法改正関連政令等が閣議決定</p> <p>令和4年 2月20日 改正施行期日</p>	
決定等を要する事項	<p>秦野市手数料条例の一部を、次のとおり改めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 長期優良住宅建築等計画の認定手数料額を、審査項目の変更に応じて改めること。 2 あらかじめ住宅性能評価書の交付を受けた場合の手数料を廃止すること。 3 長期優良住宅の認定を受けた住宅の容積率の特例許可手数料を設けること。 4 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料について、新規認定申請手数料の二分の一の額に改正すること。 <p>※ 詳細は別紙資料のとおり</p>	
今後の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年3月 令和4年3月市議会定例会に条例改正議案を提出 2 令和4年4月1日 改正条例施行 改正の周知(ホームページ、主な事業者への通知等) 	

秦野市手数料条例の一部を改正することについて

秦野市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年2月24日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、次のとおり改正するとともに、審査事務量の見直しにより、長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料について、新規認定申請手数料の2分の1の額に改正するものがあります。

- (1) 登録住宅性能評価機関が事前審査を行う場合の審査項目の一体化や災害配慮基準の追加など、行政庁での審査項目に追加変更が生じることに伴い、長期優良住宅建築等計画の認定手数料等の額を改めること。
- (2) 住宅性能評価の取扱いの変更に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定手数料のうち、あらかじめ住宅性能評価書の交付を受けた場合の手数を廃止すること。
- (3) 公開空地等を確保することで容積率の制限が緩和できる総合設計制度に、長期優良住宅の認定を受けたものが追加されることに伴い、容積率の特例許可申請手数料を設けること。

秦野市手数料条例の一部を改正する条例

秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1第7項第1号中「をその住戸のうち同時に申請を行う住戸の合計数（次号において「同時申請住戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。次号において同じ。）をその申請に係る住戸1戸当たりの額として算出した額」を削り、同号ア中「長期優良住宅法第6条第1項各号」を「長期優良住宅法第6条第1項第1号」に改め、「イ及び」を削り、同号ア（ア）中「6,000円」を「8,000円」に改め、同号ア（イ）中「12,000円」を「15,000円」に改め、同号ア（ウ）中「21,000円」を「26,000円」に改め、同号ア（エ）中「31,000円」を「41,000円」に改め、同号ア（オ）中「58,000円」を「71,000円」に改め、同号ア（カ）中「99,000円」を「120,000円」に改め、同号ア（キ）中「160,000円」を「190,000円」に改め、同号ア（ク）中「200,000円」を「240,000円」に改め、同号ア（ケ）中「210,000円」を「260,000円」に改め、同号ア（コ）中「9,100円」を「12,000円」に改め、同号ア（サ）中「18,000円」を「23,000円」に改め、同号ア（シ）中「32,000円」を「40,000円」に改め、同号ア（ス）中「46,000円」を「61,000円」に改め、同号ア（セ）中「87,000円」を「110,000円」に改め、同号ア（ソ）中「150,000円」を「170,000円」に改め、同号ア（タ）中「250,000円」を「290,000円」に改め、同号ア（チ）中「300,000円」を「360,000円」に改め、同号ア（ツ）中「320,000円」を「400,000円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「及びイ」を削り、同号ウを同号イとし、同項第2号中「前号ア、イ又はウ」を「前号ア又はイ」に改め、「を同時申請住戸数で除して得た額をその申請に係る住戸1戸当たりの額として算出した額」を削り、同項第3号中「第1号ア、イ又はウ」を「第1号ア又はイ」に、「同号ウ」を「同号イ」に、「をその住

戸のうち申請を行う日の前日までに長期優良住宅法第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定を受けた住戸の合計数（次号において「既認定住戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。次号において同じ。）を1戸当たりの額として算出した額」を「に2分の1を乗じて得た額」に改め、同項第4号中「第1号ア、イ又はウ」を「第1号ア又はイ」に、「を既認定住戸数で除して得た額を1戸当たりの額として算出した額」を「に2分の1を乗じて得た額」に改め、同項に次の1号を加える。

- (7) 長期優良住宅法第18条第1項の規定による容積率の特例許可申請手数料 160,000円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 号 秦野市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1-6（略）</p> <p>7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「長期優良住宅法」という。）関係手数料</p> <p>(1) 長期優良住宅建築等計画の認定手数料（長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をしない場合）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア <u>長期優良住宅法第6条第1項第1号</u>に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（第3号、次項第1号ア並びに第10項第3号ア及び第7号アにおいて「評価機関」という。）による審査を受けた場合 建築物の住戸の総数に応じ、次に掲げる額</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1-6（略）</p> <p>7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「長期優良住宅法」という。）関係手数料</p> <p>(1) 長期優良住宅建築等計画の認定手数料（長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をしない場合）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額をその住戸のうち同時に申請を行う住戸の合計数（次号において「同時申請住戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。次号において同じ。）をその申請に係る住戸1戸当たりの額として算出した額</p> <p>ア <u>長期優良住宅法第6条第1項各号</u>に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（<u>イ及び</u>第3号、次項第1号ア並びに第10項第3号ア及び第7号アにおいて「評価機関」という。）による審査を受けた場合 建築物の住戸の総数に応じ、次に掲げる額</p>

- (ア) 新築する住戸の総数が1戸のとき。 1件につき
8,000円
- (イ) 新築する住戸の総数が2戸以上5戸以下のとき。 1
件につき 15,000円
- (ウ) 新築する住戸の総数が6戸以上10戸以下のとき。
1件につき 26,000円
- (エ) 新築する住戸の総数が11戸以上25戸以下のとき。
1件につき 41,000円
- (オ) 新築する住戸の総数が26戸以上50戸以下のとき。
1件につき 71,000円
- (カ) 新築する住戸の総数が51戸以上100戸以下のとき。
1件につき 120,000円
- (キ) 新築する住戸の総数が101戸以上200戸以下のと
き。 1件につき 190,000円
- (ク) 新築する住戸の総数が201戸以上300戸以下のと
き。 1件につき 240,000円
- (ケ) 新築する住戸の総数が301戸以上のとき。 1件に
つき 260,000円
- (コ) 増築し、又は改築する住戸の総数が1戸のとき。 1
件につき 12,000円
- (ク) 増築し、又は改築する住戸の総数が2戸以上5戸以下
のとき。 1件につき 23,000円

- (ア) 新築する住戸の総数が1戸のとき。 1件につき
6,000円
- (イ) 新築する住戸の総数が2戸以上5戸以下のとき。 1
件につき 12,000円
- (ウ) 新築する住戸の総数が6戸以上10戸以下のとき。
1件につき 21,000円
- (エ) 新築する住戸の総数が11戸以上25戸以下のとき。
1件につき 31,000円
- (オ) 新築する住戸の総数が26戸以上50戸以下のとき。
1件につき 58,000円
- (カ) 新築する住戸の総数が51戸以上100戸以下のとき。
1件につき 99,000円
- (キ) 新築する住戸の総数が101戸以上200戸以下のと
き。 1件につき 160,000円
- (ク) 新築する住戸の総数が201戸以上300戸以下のと
き。 1件につき 200,000円
- (ケ) 新築する住戸の総数が301戸以上のとき。 1件に
つき 210,000円
- (コ) 増築し、又は改築する住戸の総数が1戸のとき。 1
件につき 9,100円
- (ク) 増築し、又は改築する住戸の総数が2戸以上5戸以下
のとき。 1件につき 18,000円

- (シ) 増築し、又は改築する住戸の総数が6戸以上10戸以下のとき。 1件につき 40,000円
- (ス) 増築し、又は改築する住戸の総数が11戸以上25戸以下のとき。 1件につき 61,000円
- (セ) 増築し、又は改築する住戸の総数が26戸以上50戸以下のとき。 1件につき 110,000円
- (ソ) 増築し、又は改築する住戸の総数が51戸以上100戸以下のとき。 1件につき 170,000円
- (タ) 増築し、又は改築する住戸の総数が101戸以上200戸以下のとき。 1件につき 290,000円
- (チ) 増築し、又は改築する住戸の総数が201戸以上300戸以下のとき。 1件につき 360,000円
- (ツ) 増築し、又は改築する住戸の総数が301戸以上のとき。 1件につき 400,000円

- (シ) 増築し、又は改築する住戸の総数が6戸以上10戸以下のとき。 1件につき 32,000円
- (ス) 増築し、又は改築する住戸の総数が11戸以上25戸以下のとき。 1件につき 46,000円
- (セ) 増築し、又は改築する住戸の総数が26戸以上50戸以下のとき。 1件につき 87,000円
- (ソ) 増築し、又は改築する住戸の総数が51戸以上100戸以下のとき。 1件につき 150,000円
- (タ) 増築し、又は改築する住戸の総数が101戸以上200戸以下のとき。 1件につき 250,000円
- (チ) 増築し、又は改築する住戸の総数が201戸以上300戸以下のとき。 1件につき 300,000円
- (ツ) 増築し、又は改築する住戸の総数が301戸以上のとき。 1件につき 320,000円

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書について、あらかじめ評価機関から交付を受けた場合（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算による評価を除く。）建築物の住戸の総数に応じ、次に掲げる額とア（ア）から（ケ）までに掲げる額とを合計した額

- (ア) 住戸の総数が1戸のとき。 1件につき 9,000

イ ア以外の場合 建築物の住戸の総数に応じ、次に掲げる額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき算出した消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき算出した地方消費税額を加えて得た額をいう。次項第1号イ及び第3号イ

円

- (イ) 住戸の総数が2戸以上5戸以下のとき。 1件につき
45,000円
- (ウ) 住戸の総数が6戸以上10戸以下のとき。 1件につき
71,000円
- (エ) 住戸の総数が11戸以上25戸以下のとき。 1件につき
139,000円
- (オ) 住戸の総数が26戸以上50戸以下のとき。 1件につき
242,000円
- (カ) 住戸の総数が51戸以上100戸以下のとき。 1件につき
351,000円
- (キ) 住戸の総数が101戸以上200戸以下のとき。 1件につき
670,000円
- (ク) 住戸の総数が201戸以上300戸以下のとき。 1件につき
900,000円
- (ケ) 住戸の総数が301戸以上のとき。 1件につき
1,190,000円

ウ ア及びイ以外の場合 建築物の住戸の総数に応じ、次に掲げる額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき算出した消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき算出した地方消費税額を加えて得た額をいう。次項第1号イ及び第3

(イ)において同じ。)を加えて得た額とアに掲げる額とを合計した額

(ア)－(ツ) (略)

- (2) 長期優良住宅建築等計画の認定手数料（長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をする場合） 前号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額と長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をするものに応じ、それぞれ次に掲げる額とを合計した額

ア・イ (略)

- (3) 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料（長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をしない場合） 第1号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同号イに該当し、評価機関の審査を必要としない場合においては、同号イ中「次に掲げる額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき算出した消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき算出した地方消費税額を加えて得た額をいう。次項第1号イ及び第3号イ（イ）において同じ。）を加えて得た額」を「次に掲げる額」と読み替えて算出した額。次号において同じ。）に2分の1を乗じて得た額

号イ（イ）において同じ。）を加えて得た額とアに掲げる額とを合計した額

(ア)－(ツ) (略)

- (2) 長期優良住宅建築等計画の認定手数料（長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をする場合） 前号ア、イ又はウに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を同時申請住戸数で除して得た額をその申請に係る住戸1戸当たりの額として算出した額と長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をするものに応じ、それぞれ次に掲げる額とを合計した額
ア・イ (略)

- (3) 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料（長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をしない場合） 第1号ア、イ又はウに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同号ウに該当し、評価機関の審査を必要としない場合においては、同号ウ中「次に掲げる額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき算出した消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき算出した地方消費税額を加えて得た額をいう。次項第1号イ及び第3号イ（イ）において同じ。）を加えて得た額」を「次に掲げる額」と読み替えて算出した額。次号において同じ。）をその住戸のうち申請を行う日の前日までに長期優良住宅法第5条

(4) 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料（長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をする場合） 第1号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額に2分の1を乗じて得た額と長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をするものに応じ、それぞれ第2号ア又はイに掲げる額とを合計した額

(5)・(6) (略)

(7) 長期優良住宅法第18条第1項の規定による容積率の特例許可申請手数料 160,000円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第1項から第3項までの規定に基づく認定を受けた住戸の合計数（次号において「既認定住戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。次号において同じ。）を1戸当たりの額として算出した額

(4) 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料（長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をする場合） 第1号ア、イ又はウに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を既認定住戸数で除して得た額を1戸当たりの額として算出した額と長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をするものに応じ、それぞれ第2号ア又はイに掲げる額とを合計した額

(5)・(6) (略)

秦野市手数料条例の一部を改正することについて

1 改正の概要

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、行政庁での審査項目及び所要時間に変更が生じるため、秦野市手数料条例における「長期優良住宅建築等計画の認定手数料額」を改正するものです。

2 認定手数料額に係る主な変更内容及び改定額

(1) 行政庁の審査項目変更等による手数料の改定

ア 審査項目の変更

登録住宅性能評価機関（以下、「評価機関」という。）が事前審査を行う場合に、評価機関の審査項目であった「維持保全計画」「住戸面積」「資金計画」が、行政庁の審査項目に変更されます。

イ 災害配慮基準の追加

新設される災害配慮基準に基づき、「急傾斜地崩壊危険区域」や「土砂災害特別警戒区域」等の「認定を行わない区域」に申請建物が該当しているか否かを確認します。

ウ 手数料額の改定

上記の変更により、県が示した審査に係る所要時間及び人件費単価に基づいて、申請の大部分を占める新築一戸建の申請の場合、6,000円から8,000円に改定します。

※複数戸の認定手数料も、県の示す総戸数ごとの金額と同額とします。

※増改築時の認定手数料は、従来と同様に新築の1.5倍の額とします。

(2) 住宅性能評価手数料の廃止

住宅性能評価書の交付を受けている場合の審査について、今後は評価機関が実施する長期優良住宅の事前審査と一体となるため、手数料を廃止します。

(3) 長期優良住宅の認定を受けた住宅の容積率の特例許可手数料の新設

公開空地等を確保することで容積率の制限が緩和できる「総合設計制度」において、長期優良住宅認定を受けることにより容積率が割増しできることになったため、この場合の特例許可についての手数を新たに設けます。金額は、市建築基準条例で設定している建築物の容積率特例許可申請手数

料と同額の160,000円とします。

(4) 変更認定申請手数料額の見直し

変更認定の審査については、制度開始当初に新規認定と同等の作業が発生すると見込んでいたため、手数料額を新規認定と同額としていましたが、過去の案件について作業時間の精査を行い、新規認定の二分の一の額に改定します。

3 施行日

令和4年4月1日

長期優良住宅 認定申請手数料額改正

資料2

改正

改正後

改正により廃止

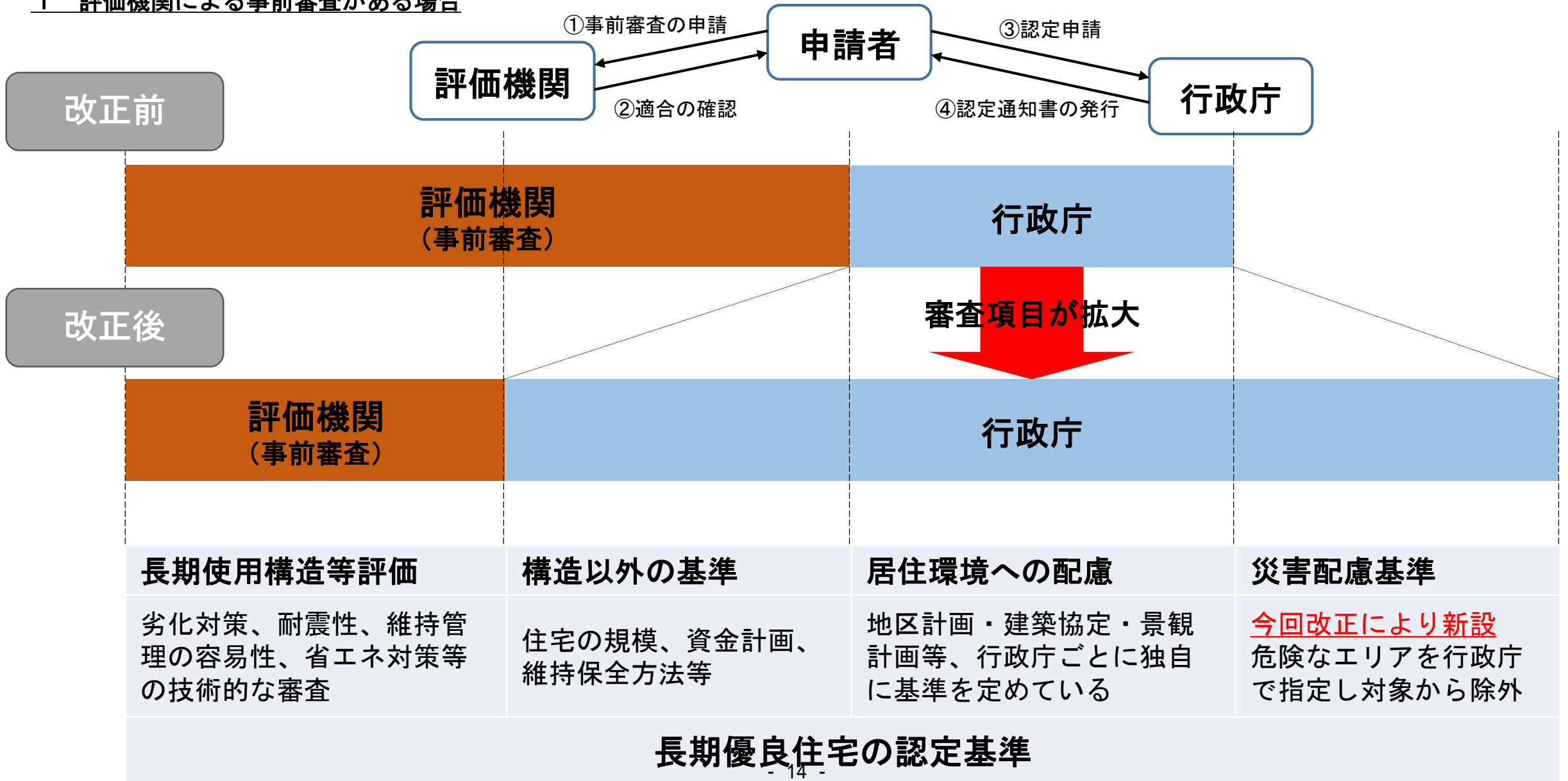
手数料条例7-(1)-ア			
事前審査あり (長期使用構造評価済)			
住宅の総戸数	新築		
戸建 1	¥6,000		¥8,000
2 ~ 5	¥12,000		¥15,000
6 ~ 10	¥21,000		¥26,000
11 ~ 25	¥31,000		¥41,000
26 ~ 50	¥58,000		¥71,000
51 ~ 100	¥99,000		¥120,000
101 ~ 200	¥160,000		¥190,000
201 ~ 300	¥200,000		¥240,000
301 ~	¥210,000		¥260,000
増改築			
戸建 1	¥9,100		¥12,000
2 ~ 5	¥18,000		¥23,000
6 ~ 10	¥32,000		¥40,000
11 ~ 25	¥46,000		¥61,000
26 ~ 50	¥87,000		¥110,000
51 ~ 100	¥150,000		¥170,000
101 ~ 200	¥250,000		¥290,000
201 ~ 300	¥300,000		¥360,000
301 ~	¥320,000		¥400,000

手数料条例7-(1)-イ	
住宅性能評価あり (一部長期使用構造評価済)	
住宅の総戸数	新築
戸建 1	¥9,000
2 ~ 5	¥45,000
6 ~ 10	¥71,000
11 ~ 25	¥139,000
26 ~ 50	¥242,000
51 ~ 100	¥351,000
101 ~ 200	¥670,000
201 ~ 300	¥900,000
301 ~	¥1,190,000

長期優良住宅認定の審査項目の変更

資料3

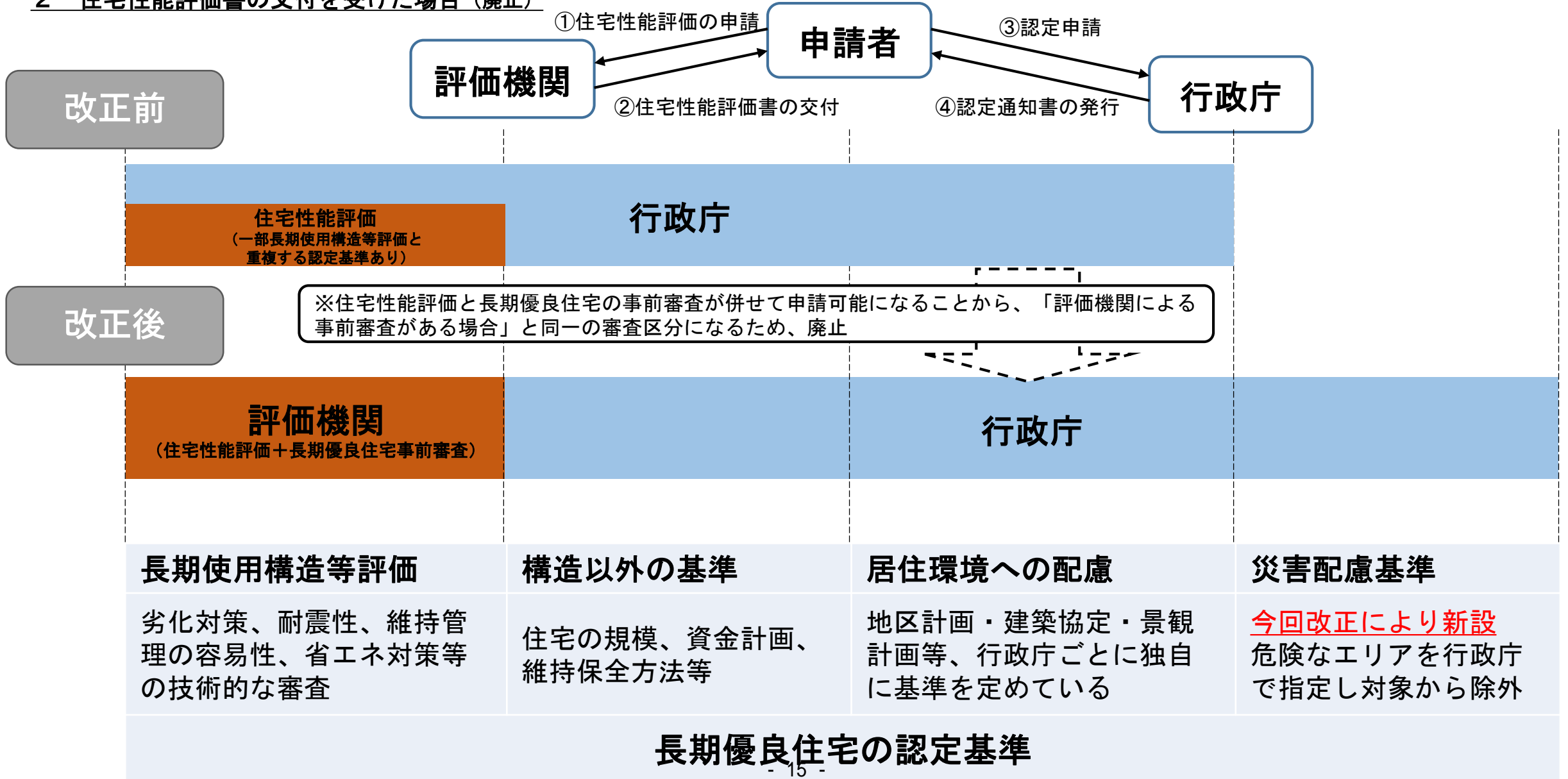
1 評価機関による事前審査がある場合



長期優良住宅認定の審査項目の変更

資料4

2 住宅性能評価書の交付を受けた場合（廃止）



政策会議付議事案書（令和4年1月11日）

提案課名 こども育成課

報告者名 片野 新治

<p>事案名</p>	<p>放課後児童ホームと放課後子ども教室の一体的な運営の試行実施に係る検証結果及び今後の方向性について</p>	<p>資料 有</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>就労等により保護者が昼間家庭にいない小学1年生から4年生までを対象に、放課後の生活の場を設け健全な育成を図るため、本市では、全小学校の敷地内に教室を設置し、児童ホームを運営しています。</p> <p>そのような中、国において、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、児童ホームと放課後子ども教室の一体化を計画的に整備する「新・放課後子ども総合プラン」が平成30年9月に策定されました。</p> <p>国の動きを踏まえ、令和2年1月20日の政策会議において、広畑小学校をモデル校として、児童ホームと子ども教室の一体的運営の試行的な実施を決定し、令和2年10月から本事業に取り組んでいるところです。</p> <p>令和4年3月末をもって試行期間の満了を迎えるにあたり、同事業の検証結果を踏まえ、今後の方向性について決定するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>令和2年10月～現在 学校、子ども教室委託業者、市（児童ホーム）の3者で2か月に1回程度定例会を実施</p> <p>令和2年10月1日 広畑小学校放課後子ども教室の開始</p> <p>〃 10月16日 第9回放課後児童に関する事業のあり方庁内検討委員会</p> <p>令和3年5月 子ども教室等の実施に係るアンケート①</p> <p>〃 10月4日 第10回放課後児童に関する事業のあり方庁内検討委員会</p> <p>〃 10月26日 第11回放課後児童に関する事業のあり方庁内検討委員会</p> <p>12月 子ども教室等の実施に係るアンケート②</p> <p>12月16日 第12回放課後児童に関する事業のあり方庁内検討委員会</p> <p>12月末 広畑小学校放課後子ども教室運営委託業務の試行実施に係る総括報告書の作成</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>令和2年10月から試行的に実施している広畑小学校放課後子ども教室について、試行期間の利用実績等の検証結果を踏まえ、令和4年3月をもって子ども教室事業を終了すること。</p>	

今後の 取扱い	令和4年 2月	子ども教室終了に係る周知 広畑小学校全児童及び教諭、委託業者など
	令和4年 3月	子ども教室の終了

広畑小学校放課後子ども教室運営委託業務の試行実施に係る総括報告書【概要版】

令和 4 年 1 月 1 1 日 こども育成課作成

1 趣旨

令和 2 年 1 0 月から広畑小学校において、小学校施設を活用し、子どもたちの安全で安心な居場所を提供する事業として、スポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を通して、児童が心豊かで健やかに育まれる環境作りを推進し、児童の健全な育成を図ることを目的に、児童ホームと子ども教室の一体的運営について、試行的に実施しています。同事業が令和 4 年 3 月末をもって試行期間の満了を迎えるにあたり、これまでの成果等を検証し、総括するものです。

2 実施期間

当初、本事業については、試行期間を本年 9 月末までの 1 年間としていましたが、今後の方向性を検討するうえで、効果や必要性等を検証する期間が十分とはいえず、また、新型コロナウイルスの蔓延による、同事業への利用を控えた影響も踏まえ、令和 3 年 1 0 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで、試行期間を延長しました。

【当初】令和 2 年 1 0 月 1 日から令和 3 年 9 月 3 0 日まで

【延長】令和 3 年 1 0 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで

3 利用実績等

(1) 考え方

子ども教室の登録は年度ごとに行う必要があるため、令和 2 年 1 0 月から令和 3 年 3 月までを「第 1 期」、令和 3 年 4 月から同年 1 1 月までを「第 2 期」とします。

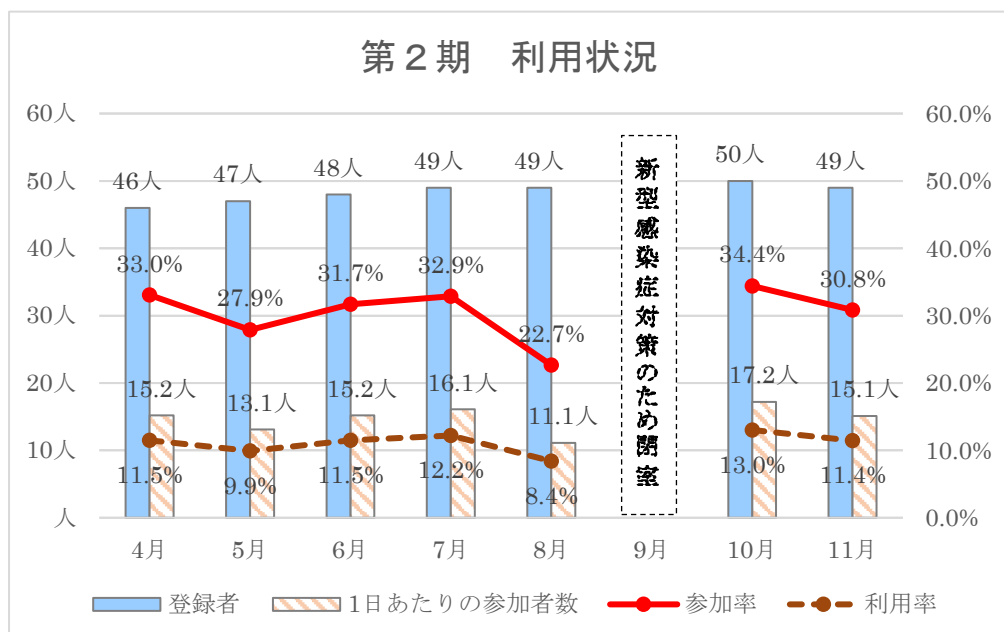
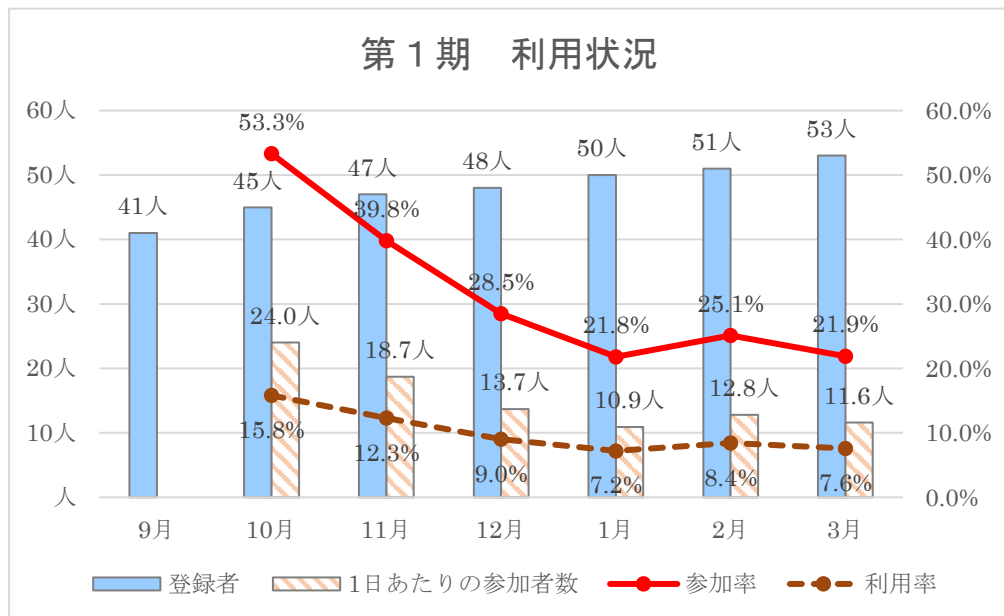
なお、市内小学校において、新型コロナウイルス対策として短縮日課となったことを受け、令和 3 年 8 月 3 0 日から 9 月 3 0 日までは子ども教室を閉室しています。

(2) 第1期（令和2年10月から令和3年3月まで）

第1期の利用状況としては、事業開始から登録者数が増加する一方で、参加率（登録者に占める1日あたりの利用者数）については、当初53.3%だったものが、翌月（11月）から減少し、20～30%までに減少しました。

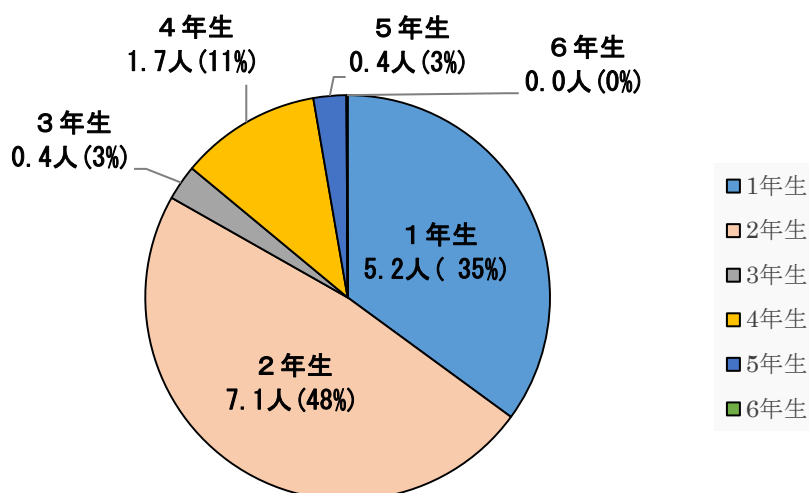
(3) 第2期（令和3年4月から同年11月まで）

新年度を迎え、新たに登録者を募ったところ、令和3年4月時点で46人の登録がありました。令和3年11月時点では、登録者が49人であり、4月から11月までの平均参加率は、30.5%となっています。



(4) 学年別参加状況

第2期（令和3年4月から11月まで）の1日あたりの参加者数は平均すると14.7人となり、学年別にみると、1・2年生が8割以上を占め、4年生以上になるとほとんど利用がなく、6年生は0人でした。



【第2期】学年別参加状況

4 事業に係る経費

(1) 契約金額

月額 1,303,200円（年額 15,638,400円）

(2) 全校（13校）で子ども教室と児童ホームを一体的に委託した場合の経費

単位：千円

	歳出	歳入			一般財源
		国庫	県費	その他	
全校で一体的に委託した場合	501,112	78,640	160,578	69,456	192,438
R1実績 ※児童ホームのみ	269,549	67,249	67,249	59,698	75,353
差額	+231,563	+11,391	+93,329	+9,758	+117,085

(3) 児童ホームと子ども教室の1日あたりの経費

単位：円

	児童ホーム	子ども教室
1教室あたり	13,900	65,000
利用者1人あたり	1,400	4,300

5 総括

(1) 利用者ニーズ

ア 利用状況

子ども教室における1日あたりの参加者数は、3年生以上になると低くなり、5年生以上になるとさらに低くなります。

これは、学年が上がるにつれ、「自宅又は自宅近隣で遊ぶ」「習い事がある」など、放課後の過ごし方に幅が広がるためと考えられます。また、高学年になると下校時間が遅くなり、子ども教室の利用時間に限りが出てくることもその要因としてあげられます。

このため、子ども教室を「放課後児童の居場所づくり」として実施した場合、低学年のうち1・2年生の利用は一定数あるものの、3年生以上の利用は期待できないものといえます。

さらに、子ども教室の利用者のうち、児童ホームを併用している者もあり、子ども教室を利用しない理由の一つに「児童ホームで足りる」との意見もあります。

以上のことから、「放課後児童の居場所」として、全学年を対象としている子ども教室のニーズは低いものと考えられます。

イ 利用料

児童ホームと同様に利用料（児童ホーム利用料月額5,000円）を徴収すると仮定した場合、アンケート結果では、1,000円であれば約半分の利用者が利用しないと回答しており、さらに2,000円を超えるとほぼ利用者がいないという結果が出ています。この割合は、高学年になるとさらに高くなります。

仮に児童ホーム利用料の半額である2,500円を利用料とした場合、児童のほとんどが子ども教室を利用しないこととなります。

このため、利用料を徴収して、子ども教室を運営することは困難であると考えられます。

(2) 費用対効果

第2期の実績から、子ども教室利用者を全児童数（令和3年5月1日現在 7,652人）の11.1%と想定した場合、市内13校では約850人が利用することとなります。このうち18.9%が児童ホームを併用していると考えた場合、子ども教室のみを利用する児童数は、約690人となります。

全校実施した場合の経費の増額が117,085千円となることを考えると、本事業における費用対効果は十分ではないと考えます。

6 今後の方向性

アンケート結果等において、児童ホームを利用している保護者からは、対象学年の拡大を望む声があります。このため、放課後児童の居場所の一つとして、就労世帯等の児童を対象とした児童ホームの充実について、引き続き検討していく必要があります。

対象学年を「4年生まで」から「6年生まで」に拡大する場合には、これまでも、支援員及び利用場所の確保が課題となっていました。

(1) 支援員の確保

支援員の確保に関しては、支援員不足が常態化していることから、引き続き積極的に募集に努めていく一方で、民間委託なども視野に入れていく必要があります。

(2) 場所の確保

場所の確保に関しては、入室希望者全員を受け入れるための環境整備が必要ですが、全ての学校を同時に拡大する方法のほか、受け入れが可能な小学校から始めるなどの方法も検討する必要があります。

広畑小学校放課後子ども教室
運営委託業務の試行実施に係る
総括報告書

令和 3 年 1 2 月

放課後児童に関する事業のあり方検討委員会

目次

1	趣旨	1
2	事業概要	1
3	委託期間の延長	2
4	取組状況	3
5	期待される効果	8
6	利用実績等	8
7	事業に係る経費	13
8	総括	14
	附属資料	16

1 趣旨

近年、就労や社会参加を希望する女性が増加する中、子育てと仕事の両立を支援する環境づくりをより一層進めていく必要があること、子どもを巻き込む犯罪や事件の増加により、子どもが安心して過ごせる場所の確保が困難になってきていることなどから、国は、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、児童ホームと子ども教室の一体化を計画的に整備する「新・放課後子ども総合プラン」を平成30年9月に策定しました。

本市においても、国の動きを受け、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、令和2年10月から広畑小学校において、児童ホームと子ども教室の一体的運営について、試行的に実施しています。

つきましては、令和4年3月末をもって試行期間の満了を迎えるにあたり、本事業を検証し、総括するものです。

2 事業概要

(1) 目的

小学校施設を活用し、子どもたちの安全で安心な居場所を提供する事業であり、スポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施し、児童が心豊かで健やかに育まれる環境作りを推進し、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

(2) 対象児童

小学校の1～6年生（広畑小学校全児童が対象）

(3) 活動場所

広畑小学校内放課後子ども教室、校庭、体育館等

(4) 開室日等

ア 平日：放課後～午後4時30分

イ 長期休業日：午前8時30分～午後4時30分

冬季（11月～2月末）は午後4時まで

ウ 閉室日：土・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）、学校閉鎖期間、振替休業日。このほか、市が必要と認めた日についても、閉室する場合があります。

(5) 参加費

保険料：児童一人当たり800円/年間
(児童ホーム利用者は不要)

(6) 実施期間

ア 当初：令和2年10月1日から令和3年9月30日まで
イ 延長：令和3年10月1日から令和4年3月31日まで

(7) 運営方法

民間委託（シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社）

3 委託期間の延長

当初、本事業については、試行期間を本年9月末までの1年間としていましたが、今後の方向性を検討するうえで、効果や必要性等を検証する期間が十分とはいえず、また、新型コロナウイルスの蔓延による、同事業への利用を控えた影響も踏まえ、令和3年10月1日から令和4年3月31日まで、試行期間を延長しました。

延長した10月からは、これまでのイベント中心のプログラム内容から、「きっかけづくり」に主眼を置き、オンライン学習やプログラミング、様々な活動をしている団体との交流などの内容に変更するとともに、毎月の広畑小学校全児童への周知を継続し、より事業の理解を深めるため周知内容を工夫するなど、利用者への理解促進やプログラムの充実を図りました。

また、感染拡大が徐々に落ち着き始め、新しいライフスタイルが求められる中、同事業の必要性について検証するものです。

4 取組状況

(1) 活動内容

同事業を利用する児童は、入退室の手続きを行った上で、子ども教室の職員が見守る中、宿題や読書、外遊び、工作、季節行事など、自由に遊んだり、活動しながら過ごします。

[タイムスケジュール (例)]

午後 2 時 4 5 分～午後 3 時 1 5 分 宿題や自主学習、読書など
午後 3 時 1 5 分～午後 4 時 3 0 分 遊び、軽スポーツ、交流、
体験学習など (片付け含む)

(2) 実施プログラム

通常の「みまもり活動」のほかに実施しているプログラムにおいて、季節行事、スポーツ、地域交流などのイベントを週 1～2 回実施し、様々な体験を通したきっかけづくり、体力増進や創作意欲の向上などに努めました。

年月	プログラム概要
R2.10	自己紹介カード作成・発表、ドミノ大会、チーム対抗宝探し大会、お絵かきしりとり
11	タングラム、タグラグビー、絵本劇、ちぎり絵、写生大会、手作りパズル、パングラム
12	バスケットボール教室、パングラム、ハンドベル演奏、ドミノ大会、X'mas オーナメント作り、お絵かきしりとり
R3.1	リモートトリップ [オンライン海外旅行] 等、たこ揚げ、マスクケース作り、福笑い、水書道
2	オニのお面を作ろう、テーマビンゴ、手作りポスターを作ろう、アクリルほうき作り、チーム対抗宝探し大会、大縄大会
3	タングラム、水書道、手作りパズル、マスクケース作り、落下傘を作って遊ぼう、写生大会、ドッジボール大会

4	すごろくで遊ぼう、イースターエッグ、自己紹介カード作成・発表、ドミノ大会、秦野クイズ大会、チーム対抗宝探し大会
5	カードを贈ろう、水書道、ジェスチャーゲーム、ナゾトキバトル、バルーンアート [地域交流]、葉っぱでスタンプ
6	避難誘導訓練、お絵かきしりとり、絵本劇、パングラム、工作 [地域交流]、エコバッグを作ろう
7	七夕飾り、水書道、テーマビンゴ、絵本の世界を表現しよう、写生大会、手作りうちわ、タングラム
8	チーム対抗宝探し大会、オンライン英会話（試行）、保冷材で作る虫よけ、SDGs 釣りゲーム、ドミノ大会、工作（ぶんぶんゴマ）、ナゾトキバトル、スライム作り、割りばし鉄砲、子ども教室祭り、工作（ペーパーけん玉）
9	(新型コロナウイルス対策のため未実施)
10	オンライン英会話（初級・中級）、工作（紙皿フリスビー）、シルエットクイズ、読み聞かせクイズ、電気紙芝居 [地域交流]、工作（パンプキンバッグ）、ハロウィントスゲーム
11	オンライン英会話（初級・中級）、新聞紙じゃんけん、工作（びっくり箱）、絵手紙を書こう、手話を学ぼう [地域交流]

(3) 周知等

本事業について、適宜、保護者説明会の実施や通知を行うとともに、毎月、全児童へ翌月プログラムを配布するなどの周知に努めました。

年月日	概要
R2.9.12	広畑小学校全保護者を対象に子ども教室の説明会を実施 場 所：広畑小学校体育館 参加者：保護者 15 人
9.23	児童ホーム保護者へ子ども教室実施の通知を送付 ・子ども教室利用方法 ・同意書の提出 ※児童ホーム登録者 28 人（R2.9.1 時点）
11 下～ 12 上	子ども教室利用者へアンケート実施 回答 15 人
R3.2.1	新入学保護者説明会にて「利用の手引き」「子ども教室の案内」を配布（18 部）
2.17	新 1 年生を除く児童を対象に「利用の手引き」を配布（130 部）
3.13	広畑小学校児童ホーム入室説明会において、子ども教室について説明
5 中～ 5 下	子ども教室等の実施に係るアンケート①実施 ①広畑小全児童 68/106 世帯【回収率 64.2%】 ②広畑小学校教諭 10 人回答 ③児童ホーム利用者 790/944 世帯【回収率 83.7%】
7.10	児童ホーム保護者会にて子ども教室について説明
12 上～ 12 中	子ども教室等の実施に係るアンケート②実施 ①広畑小全児童 43/108 世帯【回収率 39.8%】 ②広畑小学校教諭 13 人回答
各月 20 日前後	毎月、翌月のプログラムを小学校から全児童へ配布

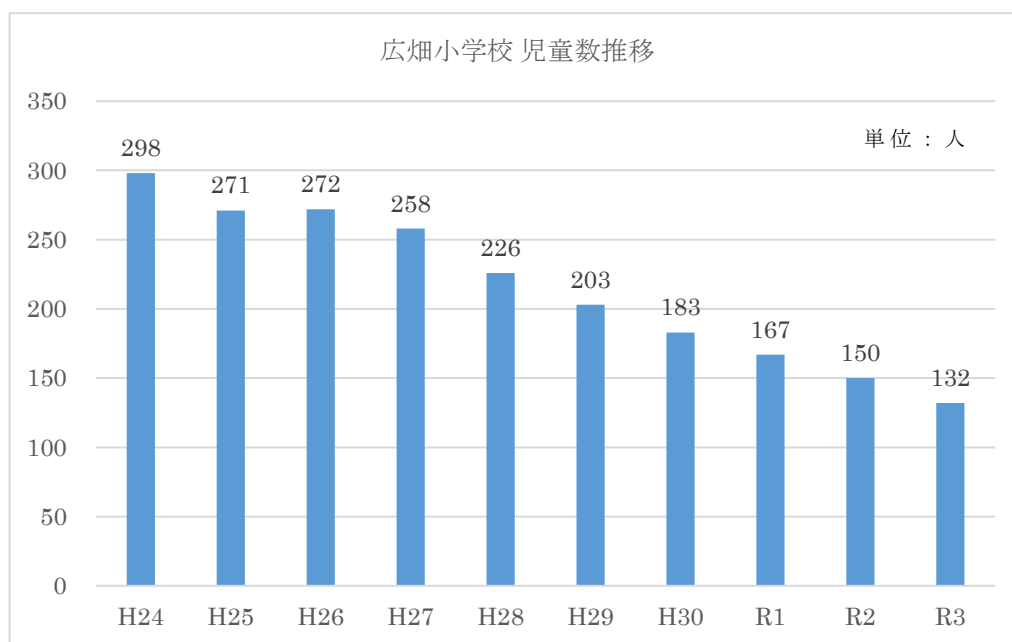
(4) 定例会

定期的に学校、子ども教室委託業者、市（児童ホーム）の3者で定例会を実施し、運営方法、利用状況や児童の様子について意見交換を行うなど、情報共有を図りました。

年月日	実施回	概要
R2.11.10	令和2年 11月定例会	①状況報告、②ルールの確認、③冬休みの運営について など
R3.4.14	令和3年 4月定例会	①職員紹介、②状況報告、③新年度のルール確認など
6.30	令和3年 6月定例会	①状況報告、②児童ホームと子ども教室の利用方法について など
8.26	令和3年 8月定例会	【書面会議】 ①状況報告（夏休み）、②緊急事態宣言中の対応について、③新型コロナウイルス対策の徹底について、④電気使用量の抑制について など
10.5	令和3年 10月定例会	①状況報告、②試行期間の変更について など
12.10	令和3年 12月定例会	①状況報告、②冬休みの運営について、 など

(5) 広畑小学校児童数推移

広畑小学校の児童数は、過去10年間減少し続けており、令和2年度からは全学年1クラス学級となっており、低学年（1～3年生）の割合は、令和3年5月時点で35.2%まで減少しています。



【学年別児童数】

単位：人

学年	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
1年	53	31	39	36	24	23	33	13	25	12
2年	47	53	31	40	32	24	22	35	13	24
3年	48	49	54	31	40	32	23	21	34	13
4年	48	49	48	53	30	41	31	23	21	36
5年	41	48	53	46	53	30	44	32	25	20
6年	61	41	47	52	47	53	30	43	32	27
合計	298	271	272	258	226	203	183	167	150	132

5 期待される効果

- (1) 子ども教室は子どもの居場所として、学校の敷地内にあり、大人の目がある中で遊べることで安心感が得られます。
- (2) 近所に友達が少ない児童や遊び場が少ない地域に住む児童の居場所となります。
- (3) 6年生までの全児童が利用できることから、子どもだけで留守番させることへの不安が解消されます（特に長期休み）。
- (4) 学校の授業や塾のような学習に特化した活動を行うわけではないため、学力向上にすぐに反映される可能性は低いものの、毎日、宿題をする時間を設けていることから、宿題をする習慣づけにつながります。
- (5) 多様なプログラムの活動を通して、学びのきっかけづくり、体力増進や創作意欲の向上などにつながります。
- (6) 1年生から6年生までが集団で活動を行うことから、子ども同士の関わりが増え、人間関係の構築につながります。

6 利用実績等

(1) 考え方

子ども教室は、定員がなく、利用料を徴収していないことから、一度登録すると転校するなどしない限り、当該年度は登録者として扱われます。登録は年度ごとに行う必要があるため、令和2年10月から令和3年3月までを「第1期」、令和3年4月から同年11月までを「第2期」とします。

なお、市内小学校において、新型感染症対策として短縮日課となったことを受け、集団活動による感染リスクを低減するため、令和3年8月30日から9月30までは子ども教室を閉室しています。

登録率：全児童に占める子ども教室登録者の割合

1日あたりの利用者数：当該月の利用者を開所日数で除した数

参加率：登録者に占める1日あたりの利用者数（当月利用者／開所日数）

利用率：全児童に占める1日あたりの利用者数

(2) 第1期（令和2年10月から令和3年3月まで）

第1期の利用状況としては、事業開始から登録者数が増加する一方で、参加率については、当初53.3%だったものが、翌月（11月）から減少し、20～30%までに減少しました。

開始時期からプログラム内容や運営方法などの変更はしていないことから、利用者ニーズが合わず参加しなくなったものと考えられます。

また、11月から冬季時間（午後4時まで）となり、放課後の時間が短くなったことなどが、参加率の減少に影響したものと考えられます。

区分	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
開所日数		21日	18日	20日	19日	18日	23日	20日
児童数	152人	152人	152人	152人	152人	152人	152人	152人
登録者	41人	45人	47人	48人	50人	51人	53人	48人
登録率	27.0%	29.6%	30.9%	31.6%	32.9%	33.6%	34.9%	31.5%
当月利用者数		505人	337人	274人	208人	231人	267人	303.7人
1日あたりの参加者数		24.0人	18.7人	13.7人	10.9人	12.8人	11.6人	15.3人
参加率		53.3%	39.8%	28.5%	21.8%	25.1%	21.9%	31.9%
利用率		15.8%	12.3%	9.0%	7.2%	8.4%	7.6%	10.1%

(3) 第2期（令和3年4月から同年11月まで）

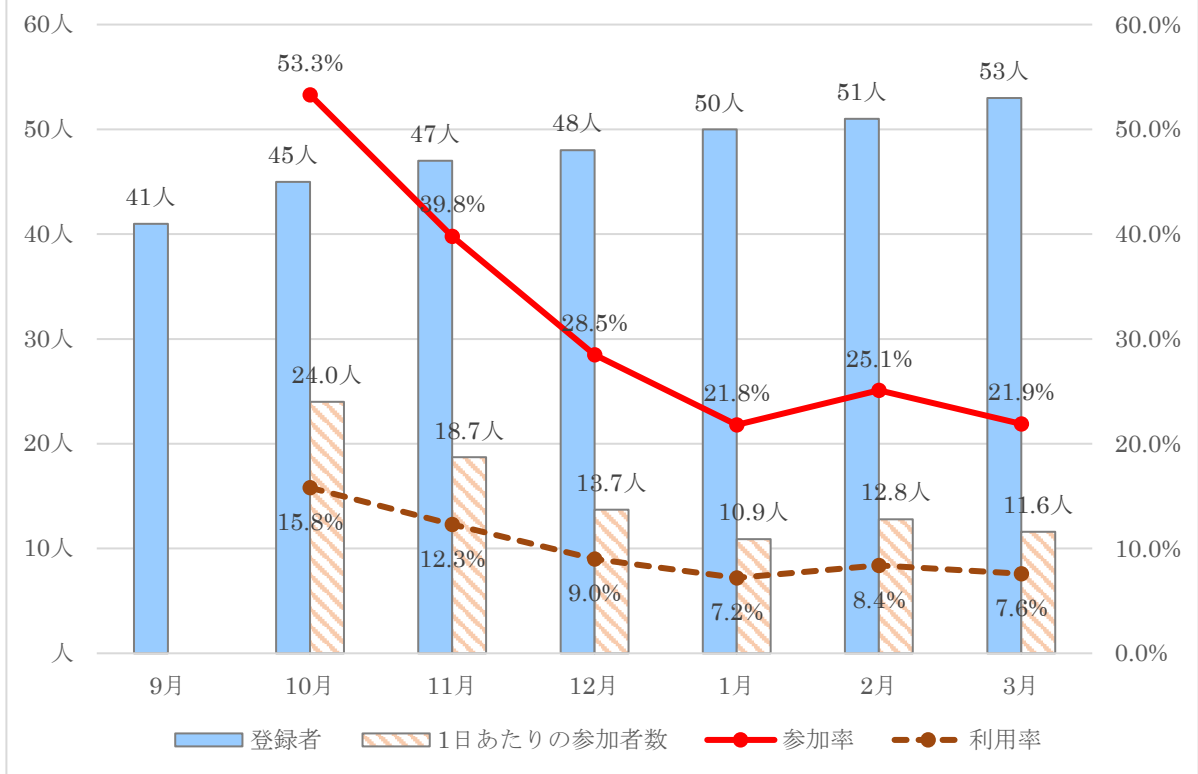
新年度を迎え、新たに登録者を募ったところ、令和3年4月時点で46人の登録がありました。令和3年11月時点現在では、登録者が49人であり、4月から11月までの平均参加率は、30.5%となっています。

新型コロナウイルスの影響により、増減はあるもののほぼ横ばいで推移しています。また、夏休み期間中のお盆期間での利用は少なくなりましたが、概ね15人程度の利用がありました。

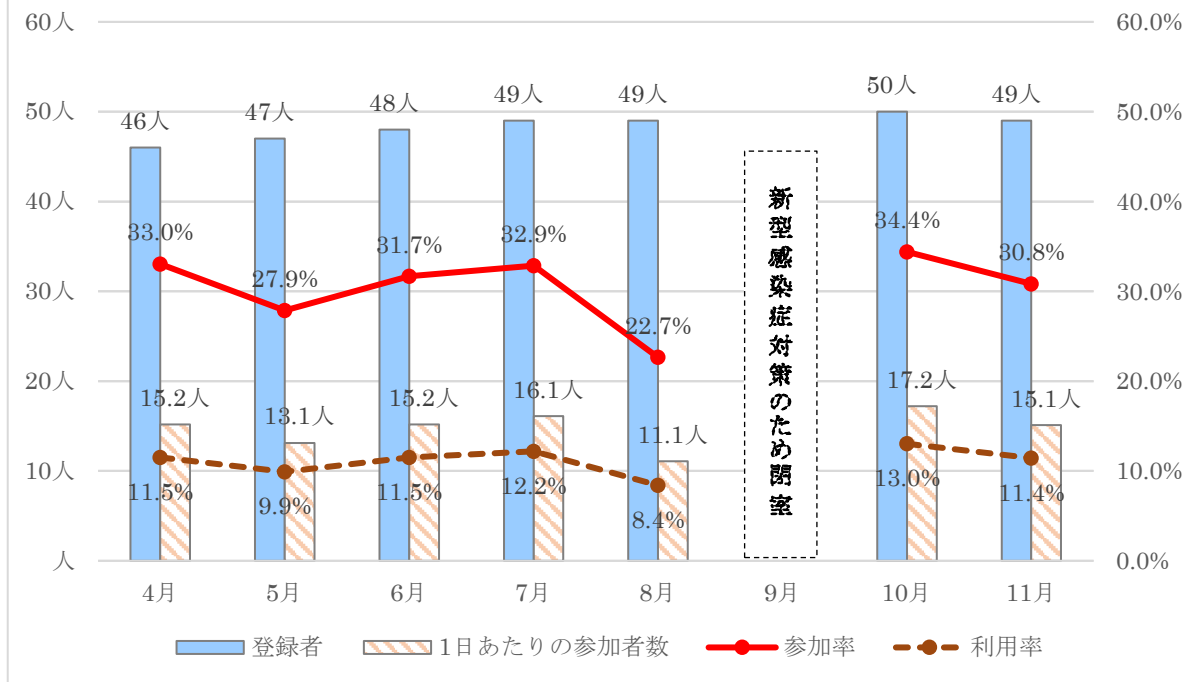
なお、第1期とは異なり、11月からの冬季時間（午後4時まで）では、開室時間は短くなりましたが、参加率に大きな変化は見られませんでした。

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	平均
開所日数	21日	18日	21日	20日	19日		19日	20日	20日
児童数	132人	132人	132人	132人	132人	新型コロナウイルス対策のため閉室	132人	132人	132人
登録者	46人	47人	48人	49人	49人		50人	49人	48人
登録率	34.8%	35.6%	36.4%	37.1%	37.1%		37.9%	37.1%	36.6%
当月利用者数	316人	237人	319人	321人	214人		325人	298人	290人
1日あたりの参加者数	15.2人	13.1人	15.2人	16.1人	11.1人		17.2人	15.1人	14.7人
参加率	33.0%	27.9%	31.7%	32.9%	22.7%		34.4%	30.8%	30.5%
利用率	11.5%	9.9%	11.5%	12.2%	8.4%		13.0%	11.4%	11.1%

第1期 利用状況

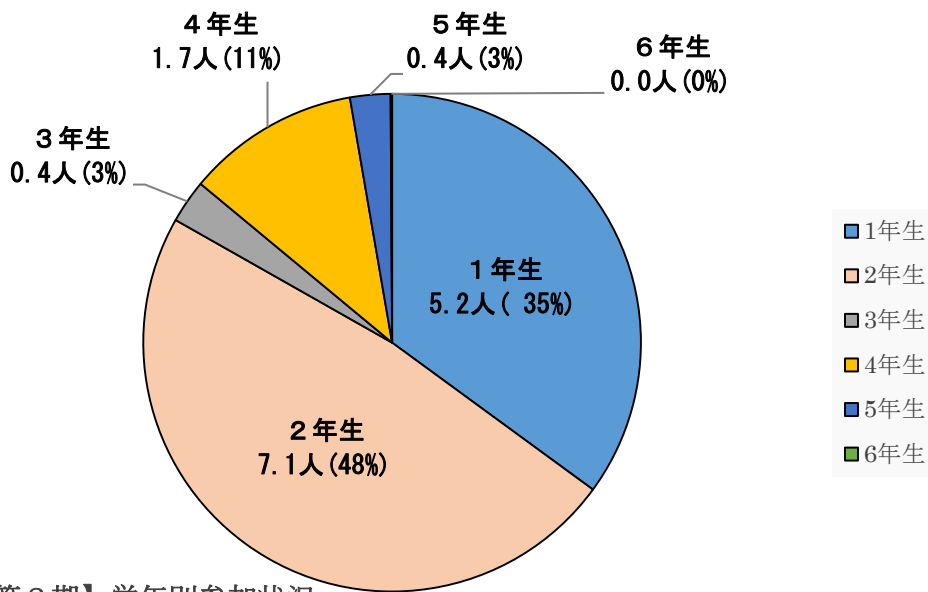


第2期 利用状況



(4) 学年別参加状況

第2期（令和3年4月から11月まで）の1日あたりの参加者数は平均すると14.7人となり、学年別にみると、1・2年生が8割以上を占め、4年生以上になるとほとんど利用がなく、6年生は0人でした。



【第2期】学年別参加状況

7 事業に係る経費

(1) 契約金額

月額 1,303,200円

(年額 15,638,400円)

(2) 全校(13校)で子ども教室と児童ホームを一体的に委託した場合の経費

単位：千円

	歳出	歳入			一般財源
		国庫	県費	その他	
全校で一体的に委託した場合	501,112	78,640	160,578	69,456	192,438
R1実績 ※児童ホームのみ	269,549	67,249	67,249	59,698	75,353
差額	+231,563	+11,391	+93,329	+9,758	+117,085

(3) 児童ホームと子ども教室の1日あたりの経費

単位：円

	児童ホーム	子ども教室
1教室あたり	13,900	65,000
利用者1人あたり	1,400	4,300

8 総括

(1) 利用者ニーズ

ア 利用状況

子ども教室における1日あたりの参加者数は、3年生以上になると低くなり、5年生以上になるとさらに低くなります。

これは、学年が上がるにつれ、「自宅又は自宅近隣で遊ぶ」「習い事がある」など、放課後の過ごし方に幅が広がるためと考えられます。また、高学年になると下校時間が遅くなり、子ども教室の利用時間に限りが出てくることもその要因としてあげられます。

このため、子ども教室を「放課後児童の居場所づくり」として実施した場合、低学年のうち1・2年生の利用は一定数あるものの、3年生以上の利用は期待できないものといえます。

さらに、子ども教室の利用者のうち、児童ホームを併用している者もあり、子ども教室を利用しない理由の一つに「児童ホームで足りる」との意見もあります。

以上のことから、「放課後児童の居場所」として、全学年を対象としている子ども教室のニーズは低いものと考えられます。

イ 利用料

児童ホームと同様に利用料（児童ホーム利用料月額5,000円）を徴収すると仮定した場合、アンケート結果では、1,000円であれば約半分の利用者が利用しないと回答しており、さらに2,000円を超えるとほぼ利用者がいないという結果が出ています。この割合は、高学年になるとさらに高くなります。

仮に児童ホーム利用料の半額である2,500円を利用料とした場合、児童のほとんどが子ども教室を利用しないこととなります。

このため、利用料を徴収して、子ども教室を運営することは困難であると考えられます。

(2) 費用対効果

第2期の実績から、子ども教室利用者を全児童数（令和3年5月1日現在 7,652人）の11.1%と想定した場合、市内13校では約850人が利用することとなります。このうち18.9%が児童ホームを併用していると考えた場合、子ども教室のみを利用する児童数は、約690人となります。

全校実施した場合の経費の増額が117,085千円となることを考えると、本事業における費用対効果は十分ではないと考えます。

9 今後の方向性

アンケート結果等において、児童ホームを利用している保護者からは、対象学年の拡大を望む声があります。このため、放課後児童の居場所の一つとして、就労世帯等の児童を対象とした児童ホームの充実について、引き続き検討していく必要があります。

対象学年を「4年生まで」から「6年生まで」に拡大する場合には、これまでも、支援員及び利用場所の確保が課題となっていました。

(1) 支援員の確保

支援員の確保に関しては、支援員不足が常態化していることから、引き続き積極的に募集に努めていく一方で、民間委託なども視野に入れていく必要があります。

(2) 場所の確保

場所の確保に関しては、入室希望者全員を受け入れるための環境整備が必要ですが、全ての学校を同時に拡大する方法のほか、受け入れが可能な小学校から始めるなどの方法も検討する必要があります。

附属資料

1 秦野市放課後児童に関する事業のあり方庁内検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、放課後の児童に関する事業のあり方を検討する組織として、秦野市放課後児童に関する事業のあり方庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 放課後児童に関する事業の実施方法に関すること。
- (2) 放課後児童ホームの運営に係る組織体制に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職員により組織する。ただし、委員会の会議（以下「会議」という。）において必要と認める者を加えることができる。

2 委員会の委員長は、こども健康部長を充て、会務を総理し委員会を代表する。

(会議)

第4条 会議は、委員長が必要の都度、招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議への委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、こども育成課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

こども健康部長

教育部長

こども育成課長

教育総務課長

教育指導課長

こども育成課課長代理（放課後児童担当）

教育総務課課長代理（施設管理担当）

教育指導課専任主幹

2 関係資料

(1) 広畑小学校放課後子ども教室利用状況【第1期:令和2年10月～令和3年3月】

R3.12 作成

区分		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
開所日数			21日	18日	20日	19日	18日	23日	20日
全学年	児童数	152人	152人	152人	152人	152人	152人	152人	152人
	登録者	41人	45人	47人	48人	50人	51人	53人	48人
	登録率	27.0%	29.6%	30.9%	31.6%	32.9%	33.6%	34.9%	31.5%
	当月利用者数		505人	337人	274人	208人	231人	267人	303.7人
	1日あたりの参加者数		24.0人	18.7人	13.7人	10.9人	12.8人	11.6人	15.3人
	参加率		53.3%	39.8%	28.5%	21.8%	25.1%	21.9%	31.9%
	利用率		15.8%	12.3%	9.0%	7.2%	8.4%	7.6%	10.1%

【凡例】

登録率：全児童に占める子ども教室登録者の割合

参加率：登録者に占める1日あたりの利用者数（当月利用者／開所日数）

利用率：全児童に占める1日あたりの利用者数

(2) 広畑小学校放課後子ども教室利用状況【第2期:令和3年4月～11月】

R3.12 作成

学年	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	平均
-	開所日数	21日	18日	21日	20日	19日		19日	20日	20日
1年生	児童数	12人	12人	12人	12人	12人		12人	12人	12人
	登録者	8人	8人	9人	10人	10人		11人	10人	9人
	登録率	66.7%	66.7%	75.0%	83.3%	83.3%		91.7%	83.3%	75.0%
	当月利用者数	62人	72人	113人	108人	73人		153人	127人	101.1人
	1日あたりの参加者数	3.0人	4.0人	5.4人	5.4人	3.8人		8.1人	6.4人	5.2人
	参加率	37.5%	50.0%	60.0%	54.0%	38.0%		73.6%	64.0%	57.8%
	利用率	25.0%	33.3%	45.0%	45.0%	31.7%		67.5%	53.3%	43.3%
2年生	児童数	24人	24人	24人	24人	24人		24人	24人	24人
	登録者	14人	14人	14人	14人	14人		14人	14人	14人
	登録率	58.3%	58.3%	58.3%	58.3%	58.3%		58.3%	58.3%	58.3%
	当月利用者数	161人	126人	157人	154人	77人		152人	152人	140人
	1日あたりの参加者数	7.7人	7.0人	7.5人	7.7人	4.1人		8.0人	7.6人	7.1人
	参加率	55.0%	50.0%	53.6%	55.0%	29.3%		57.1%	54.3%	50.7%
	利用率	32.1%	29.2%	31.3%	32.1%	17.1%		33.3%	31.7%	29.6%
3年生	児童数	13人	13人	13人	13人	13人		13人	13人	13人
	登録者	1人	2人	2人	2人	2人		2人	2人	2人
	登録率	7.7%	15.4%	15.4%	15.4%	15.4%		15.4%	15.4%	15.4%
	当月利用者数	10人	8人	21人	6人	4人		5人	3人	8人
	1日あたりの参加者数	0.5人	0.4人	1.0人	0.3人	0.2人		0.3人	0.2人	0.4人
	参加率	50.0%	20.0%	50.0%	15.0%	10.0%		15.0%	10.0%	20.0%
	利用率	3.8%	3.1%	7.7%	2.3%	1.5%		2.3%	1.5%	3.1%
4年生	児童数	36人	36人	36人	36人	36人		36人	36人	36人
	登録者	17人	17人	17人	17人	17人		17人	17人	17人
	登録率	47.2%	47.2%	47.2%	47.2%	47.2%		47.2%	47.2%	47.2%
	当月利用者数	69人	25人	24人	43人	46人		7人	15人	32.7人
	1日あたりの参加者数	3.3人	1.4人	1.1人	2.2人	2.4人		0.4人	0.8人	1.7人
	参加率	19.4%	8.2%	6.5%	12.9%	14.1%		2.4%	4.7%	10.0%
	利用率	9.2%	3.9%	3.1%	6.1%	6.7%		1.1%	2.2%	4.7%
5年生	児童数	20人	20人	20人	20人	20人		20人	20人	20人
	登録者	5人	5人	5人	5人	5人		5人	5人	5人
	登録率	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%		25.0%	25.0%	25.0%
	当月利用者数	12人	6人	4人	10人	12人		8人	1人	7.6人
	1日あたりの参加者数	0.6人	0.3人	0.2人	0.5人	0.6人		0.4人	0.1人	0.4人
	参加率	12.0%	6.0%	4.0%	10.0%	12.0%		8.0%	2.0%	8.0%
	利用率	3.0%	1.5%	1.0%	2.5%	3.0%		2.0%	0.5%	2.0%
6年生	児童数	27人	27人	27人	27人	27人		27人	27人	27人
	登録者	1人	1人	1人	1人	1人		1人	1人	1人
	登録率	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%		3.7%	3.7%	3.7%
	当月利用者数	2人	0人	0人	0人	2人		0人	0人	0.6人
	1日あたりの参加者数	0.1人	0人	0人	0人	0人		0人	0人	0人
	参加率	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%
	利用率	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%
合計	児童数	132人	132人	132人	132人	132人		132人	132人	132人
	登録者	46人	47人	48人	49人	49人		50人	49人	48人
	登録率	34.8%	35.6%	36.4%	37.1%	37.1%		37.9%	37.1%	36.4%
	当月利用者数	316人	237人	319人	321人	214人		325人	298人	290人
	1日あたりの参加者数	15.2人	13.1人	15.2人	16.1人	11.1人		17.2人	15.1人	14.7人
	参加率	33.0%	27.9%	31.7%	32.9%	22.7%		34.4%	30.8%	30.6%
	利用率	11.5%	9.9%	11.5%	12.2%	8.4%		13.0%	11.4%	11.1%

(3) 「広畑小学校こども教室」に係るアンケート【令和3年5月及び12月実施】 集計結果

R3.12 作成

1 実施概要

(1) 目的: 令和2年10月から、試験的に実施している「広畑小学校子ども教室」について、これまでの検証及び今後の子ども教室のあり方について検討する。

(2) 対象者: 広畑小学校全児童の保護者 ※世帯単位

【広畑小学校児童数及び学級数(R3.5.1現在)】

学年	1	2	3	4	5	6	計
生徒数	12	24	13	36	20	27	132
学級数	1	1	1	1	1	1	6

【広畑小学校児童数及び学級数(R3.12.1現在)】

学年	1	2	3	4	5	6	計
生徒数	12	25	13	38	20	28	136
学級数	1	1	1	1	1	1	6

(3) 実施期間

【5月実施】 5月10日(月)から24日(月)まで (14日間)

【12月実施】 12月1日(水)から10日(金)まで (10日間)

(4) 実施方法: 紙面を封筒に入れ、先生から児童へ配布し、記入後、封をしたうえで学校へ提出

2 回収状況

(1) 対象者

【5月実施】 68/106世帯 [回収率64.2%]

【12月実施】 43/108世帯 [回収率39.8%]

(2) 学年

【5月実施】

学年	1	2	3	4	5	6	未回答	計
人数	9名	14名	10名	20名	12名	12名	1名	78名
割合	11.5%	17.9%	12.8%	25.7%	15.4%	15.4%	1.3%	100.0%

【12月実施】

学年	1	2	3	4	5	6	未回答	計
人数	7名	12名	5名	17名	0名	12名	0名	53名
割合	13.2%	22.6%	9.4%	32.2%	0.0%	22.6%	0.0%	100.0%

3 集計結果

〈問1〉 現在、お子様は何年生ですか。【複数回答可】

選択肢	【5月実施】		【12月実施】	
	回答数	割合	回答数	割合
1. 1年生	9	11.5%	7	13.2%
2. 2年生	14	17.9%	12	22.6%
3. 3年生	10	12.8%	5	9.4%
4. 4年生	20	25.7%	17	32.2%
5. 5年生	12	15.4%	0	0.0%
6. 6年生	12	15.4%	12	22.6%
未回答	1	1.3%	0	0.0%
合計	78	100.0%	53	100.0%

〈問2〉 現在、児童ホームを利用していますか。

選択肢	【5月実施】		【12月実施】	
	回答数	割合	回答数	割合
1. はい	15	22.1%	6	14.0%
2. いいえ	52	76.5%	35	81.4%
未回答	1	1.4%	2	4.6%
合計	68	100.0%	43	100.0%

〈問3〉 「子ども教室」を利用していますか、もしくは知っていますか。

選択肢	【5月実施】		【12月実施】	
	回答数	割合	回答数	割合
1 利用している ⇒ 4)~13)	26	38.2%	16	37.2%
2 利用していたが退室した ⇒ 「裏面へ」14)	5	7.4%	2	4.7%
3 知っているが利用していない ⇒ 「裏面へ」14)	35	51.5%	22	51.1%
4 知らない ⇒ 「裏面へ」15)~16)	2	2.9%	3	7.0%
合計	68	100.0%	43	100.0%

⇒ 3)で「①利用している」と回答した方のみ 【5月実施:26名】 【12月実施:16名】

〈問4〉 週にどの程度利用していますか。

選択肢	【5月実施】		【12月実施】	
	回答数	割合	回答数	割合
1 毎日	10	38.4%	7	43.8%
2 4~3日	6	23.1%	4	25.0%
3 2~1日	2	7.7%	2	12.5%
4 1日以下	6	23.1%	3	18.7%
未回答	2	7.7%	0	0.0%
合計	26	100.0%	16	100.0%

〈問5〉 子ども教室の「活動内容」について、どのように感じていますか。

選択肢	【5月実施】		【12月実施】	
	回答数	割合	回答数	割合
1 満足	13	50.0%	12	75.0%
2 やや満足	11	42.3%	2	12.4%
3 やや不満	2	7.7%	1	6.3%
4 不満	0	0.0%	1	6.3%
合計	26	100.0%	16	100.0%

【5月実施】

(1の理由)

- ・子供が楽しみにしている
- ・外遊びがいつもドッチボールなので違う遊びをしてほしい。苦手で行きたくないお友達がいる
- ・1年生だと帰りが早く、家にいてもゲームばかりなので、放課後もあずかってくれて助かる
- ・色々なことで遊べていそう
- ・子どもがとても楽しんでいる

(2の理由)

- ・もう少しイベントがあったらいい、もっと外遊びがしたい
- ・低学年には楽しいと感じる
- ・本人が楽しそう
- ・作ったものを喜んでいた

【12月実施】

(1の理由)

- ・季節に応じたイベントなどをたくさん実施してくれる
- ・様々なイベントがある
- ・子どもがとても楽しんでいる

(2の理由)

- ・教室内で自由に遊ぶだけでなく、皆で楽しめるプログラムを実施してくれる
- ・子どもが楽しんでいる

(4の理由)

- ・もう少し外で遊ばせてほしい

〈問6〉 安心して子ども教室に通わせることができますか。

選択肢	【5月実施】		【12月実施】	
	回答数	割合	回答数	割合
1 安心	22	84.7%	13	81.3%
2 やや安心	3	11.5%	2	12.5%
3 どちらでもない	1	3.8%	1	6.2%
4 やや不安	0	0.0%	0	0.0%
5 不安	0	0.0%	0	0.0%
合計	26	100.0%	16	100.0%

【5月実施】

(1の理由)

- ・今のところ不安要素がない
- ・先生方も優しく、お友達と仲良く遊べている
- ・複数の人が子供を見てくれる
- ・プログラムはいいが、景品を無しか、同じ物でそろえてほしい。違うキャラクターだともめる
- ・子供が喧嘩したら、間にはいってアドバイスしてくれる
- ・これまで問題がない
- ・学校の中にある
- ・同じ方角の子供達で帰宅してくれる

【12月実施】

(1の理由)

- ・学校内の運営であり、帰宅したなどの連絡がある
- ・子供が毎日楽しみに通っている
- ・スタッフの人数が多い
- ・入退室の通知がくるのは安心できる
- ・子供が行くたびに楽しかったと帰ってくる
- ・小学校内にあり仲の良い友達と遊んでいるので安心している

(3の理由)

- ・時間的にちょうどよい

〈問7〉 子ども教室の「職員」について、どのように感じていますか。

選択肢	【5月実施】		【12月実施】	
	回答数	割合	回答数	割合
1 満足	16	61.5%	12	75.0%
2 やや満足	5	19.2%	1	6.2%
3 どちらでもない	3	11.5%	3	18.8%
4 やや不満	1	3.9%	0	0.0%
5 不満	0	0.0%	0	0.0%
未回答	1	3.9%	0	0.0%
合計	26	100.0%	16	100.0%

〈問8〉 今までに実施したプログラムはいかがでしたか。

選択肢	【5月実施】		【12月実施】	
	回答数	割合	回答数	割合
1 満足	15	57.8%	10	62.5%
2 やや満足	7	26.9%	3	18.8%
3 どちらでもない	3	11.5%	2	12.5%
4 やや不満	0	0.0%	1	6.2%
5 不満	0	0.0%	0	0.0%
未回答	1	3.8%	0	0.0%
合計	26	100.0%	16	100.0%

〈問9〉 今後、実施してほしいプログラムなどありますか。ありましたらご記入ください。 ※5月調査のみ

【5月実施】

- ・バスケットボール、サッカー教室、ハンドベル体験
- ・ドッチボールのルールが違いうらしく、外野になっただけで外野なのがつまらなく感じている
- ・そろばん、英語、絵画
- ・もっと体を動かすこともお願いしたい

〈問10〉 お子様は子ども教室の活動をどのように感じていますか。

選択肢	【5月実施】		【12月実施】	
	回答数	割合	回答数	割合
1 とても楽しんでいる	16	61.6%	10	62.4%
2 まあ楽しんでいる	8	30.8%	3	18.8%
3 あまり楽しくなさそう	0	0.0%	3	18.8%
4 つまらなそう	1	3.8%	0	0.0%
未回答	1	3.8%	0	0.0%
合計	26	100.0%	16	100.0%

〈問11〉 こども教室が有料実施となった場合、利用料がいくらであれば利用しますか。

選択肢	【5月実施】		【12月実施】	
	回答数	割合	回答数	割合
1 月額1,000円以下	11	42.3%	8	50.0%
2 月額1,500円以下	2	7.7%	5	31.1%
3 月額2,000円以下	2	7.7%	0	0.0%
4 月額2,000円以上でも利用する	0	0.0%	1	6.3%
5 有料の場合は利用しない	5	19.2%	1	6.3%
6 その他	4	15.4%	0	0.0%
未回答	2	7.7%	1	6.3%
合計	26	100.0%	16	100.0%

【5月実施】

(その他)

- ・必要な時だけ一回500円以下なら利用したい
- ・低学年なら2,000円以上でも利用するが、高学年、一人で留守番できるようになったら有料では利用しない
- ・有料ならそれなりのプログラムがないと、民間学童と変わらない
- ・有料になれば児童ホームを検討する

〈問12〉 現在、開室時間は放課後から16時30分まで(冬季は16時まで)ですが、どう感じていますか。

選択肢	【5月実施】		【12月実施】	
	回答数	割合	回答数	割合
1 長い	1	3.8%	0	0.0%
2 妥当	23	88.5%	15	93.8%
3 短い	0	0.0%	1	6.2%
未回答	2	7.7%	0	0.0%
合計	26	100.0%	16	100.0%

〈問13〉 その他、「子ども教室」に対するご意見や感想がございましたらご記入ください。

【5月実施】

- ・下校時間にまで帰れない用事がある時助かっている
- ・助かっている。低学年だと下校後遊びに行くのが不安だが、教室があるとそのまま遊べてよい。このまま続けてほしい
- ・学童ではないので、色々なプログラムや学習支援やスポーツなどの遊びのバリエーションがあるとよい
- ・もう少し児童ホームとの円滑な関係を望む
- ・親としては年間800円でみてもらえて助かっている
- ・親が迎えに来れる場合は、もう少し長く開室しても良い

【12月実施】

- ・冬季も16時30分までにしてほしい
- ・土曜日や長期休暇中もやってほしい
- ・共働きのため、放課後も他児童と過ごせる場所があることがとても助かる
- ・有料でよいのでおやつ時間を設けてほしい
- ・長期休みにも行けるのがとても助かる。今後も、こども教室の存続を希望する

⇒ 3)で「②利用していたが退室した」又は「③知っているが利用していない」と回答した方【5月実施:39名】【12月実施:24名】

〈問14〉 子ども教室を退室した理由、または利用しない理由は何ですか。【複数回答可】

選択肢	【5月実施】		【12月実施】	
	回答数	割合	回答数	割合
1 子供が行きたがらない	17	34.0%	10	29.4%
2 開所時間が短い	4	8.0%	4	11.8%
3 習い事がある	4	8.0%	6	17.6%
4 利用方法が分からない	0	0.0%	1	2.9%
5 祖父母や友人・知人宅に行く	1	2.0%	1	2.9%
6 自宅又は自宅近隣で遊ぶ	16	32.0%	10	29.4%
7 その他	8	16.0%	2	6.0%
合計	50	100.0%	34	100.0%

【5月実施】

(7 その他)

- ・配慮が必要な子なので、行きたくてもいけない
- ・放課後デイサービスを利用している
- ・児童ホームを利用している
- ・友達と外遊びしている
- ・知的障害があり、プログラムについていけるか心配。サポートしてくれる人がいたら、利用してみたい
- ・広畑級なので子供だけで利用できない

【12月実施】

(7 その他)

- ・支援の必要な子は利用できない
- ・5年生から利用したい(4年生までは児童ホーム)

⇒ 3)で「④知らない」と回答した方のみ【5月実施:2名】【12月実施:3名】

〈問15〉別紙「秦野市広畑小学校放課後子ども教室【概要】」をご覧になって、子ども教室を利用したいと思いましたか。

選択肢	【5月実施】		【12月実施】	
	回答数	割合	回答数	割合
1 はい	1	50.0%	0	0.0%
2 いいえ	1	50.0%	2	66.7%
未回答	0	0.0%	1	33.3%
合計	2	100.0%	3	100.0%

【5月実施】

(1の理由)

- ・転入生のため、全く知らなかった

(2の理由)

- ・必要ないため

【12月実施】

(2の理由)

- ・習い事があるため

〈問16〉現在、子ども教室の開室時間は放課後から16時30分まで(冬季は16時まで)となっていますが、どう感じますか。

選択肢	【5月実施】		【12月実施】	
	回答数	割合	回答数	割合
1 長い	0	0.0%	0	0.0%
2 妥当	1	50.0%	2	66.7%
3 短い	0	0.0%	0	0.0%
4 分からない	1	50.0%	1	33.3%
合計	2	100.0%	3	100.0%